

2015年9月30日

株式会社 A I Z E N

代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再々申入れ

当団体において、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスについて検討し、2015年6月25日付「再々々お問い合わせ」を送付したところ、貴社より2015年7月13日に「回答書」を受領しました。

当団体において、同「回答書」を検討しましたが、貴社の契約書について特定商取引法上の疑義があると当団体は判断しており、下記のとおり中途解約の条項について対応いただくよう、改めて申し入れます。

つきましては、本「再々申入れ」に対する貴社のご回答を、2015年10月30日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本「再々申入れ」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「再々申入れ」の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等を、当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。※詳しくは、以前送付の「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせください。

記

【申入れ】

第1 申入れの趣旨

貴社の会員契約書8条7項1号（中途解約の条項）を、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」といいます。）49条2項に適合するよう改定を申し入れます。

第8条 会員契約の解除について

7 中途解約が行われたときは、当社は、会員に、会員サービス提供後の中途解約の場合は、既に提供した会員サービスの対価及び当該中途解約によって通常生じる損害の額を、会員サービス提供前の中途解約の場合は、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に、これらに対する遅延損害金の額（履行期の翌日から年6分の割合による）を加算した金額を、それぞれ超える額の支払いを請求しません。各金額の清算方法は、下記の通りとします。

記

- (1) 会員に提供された会員サービスの対価
 - (ア) 登録料 会員の入会に伴う各種登録事務手続きの対価であるため、中途解約の場合には、当社は会員に対しこの金額を請求することができます。
 - (イ) 会費 納入済み会費に対応する全期間のうち、解約時まで未経過の期間について、月割りで計算して返金します。なお、一月に満たない期間は切り捨てて返金計算します。
- (2) 会員からの中途解約によって当社に通常生じる損害の額
2万円又は会員契約が締結されたときの全体価格から既に提供された会員サービスの対価の価格を差し引いたうちの2割の、いずれか低い額とします。
- (3) 当社が契約締結及び履行に要した費用3万円とします（消費税込み）。

第2 申入れの理由

1 会員契約書8条7項は、会員サービス提供後の中途解約の場合について、会員契約締結時に支払われる登録料・入会金・事務手数料・会費5か月分（以下、これらを併せて「前払金」といいます。）のうち、次の①～③を合算した額を超える金額の請求をしない旨を

定めています。

- ① 登録料及び解約時までの期間に応じた会費
- ② 次のア、イのいずれか低い額
 - ア 2万円
 - イ 会員契約が締結されたときの全体の価格から既に提供された会員サービスの対価の価格を差し引いたうちの2割
- ③ ①②に対する遅延損害金（年6%）

すなわち、貴社は、会員契約書において、会員サービス提供後の中途解約の場合、前払金のうち入会金及び事務手数料については返金されるかのように記載し、会員契約の締結を勧誘するにあたり、そのように説明しています。

ところが、当団体に寄せられた情報によれば、貴社は、会員サービス提供後に中途解約があった場合、「解約時までには未経過の期間に応じた会費のみを返金する」という対応をされています。貴社契約条項が上記対応どおりの内容であるとすれば、上記勧誘は事実と反するものであり、特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同法49条2項）について不実の告知（同法44条1項6号）にあたります。

2 また、勧誘時の説明の如何を問わず、前払金のうち、解約時までには未経過の期間に応じた会費以外を一切返還しないことは、以下の理由により、特商法49条2項1号に違反します。

すなわち、同号に関する経済産業大臣通達（「特定商取引に関する法律等の施行について」）によれば、入会金等の名目の金銭は「提供された役務の対価」に相当する合理的な範囲に限って、これを請求できる旨が定められています。

この点貴社は、①登録料（例えば貴社「母子家庭優遇プラン」の場合32,400円）を「複数の加盟団体への初回登録に必要な登録費用」としているほか、②入会金（同金27,000円）、③事務手数料（同金10,800円）についても、その性質について当団体宛に説明頂いています。しかし、費用相互の関係が不明瞭である上、個別の費用それ自体としても、それを合算した金額（金70,200円）も、契約に伴い生ずる役務提供の対価と考えるには高額に過ぎます。

加えて、本来的な役務提供の対価であるはずの月会費（同月額 3,240 円。5 ヶ月分で 16,200 円）とのバランスを失っています。仮に貴社契約条項が上記通達に適合しているとの前提で考えると、貴社は契約者の情報を登録した時点（契約後程ない時期と考えられます）に上記対価合計額の 81% 超に相当する役務をすでに提供済みということになりますが、経験則に照らし不合理というほかありません。上記入会金等は到底「提供された役務の対価」というものではないと考えます。

仮に、貴社が収受している入会金・登録料・事務手数料がそれぞれ「提供された役務の対価」として妥当な金額であるのご主張される場合、貴社においてその根拠を明細とともに具体的にお示しください。

以上